

永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第16号

永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年永平寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第2条第2項中「永平寺町」を削り、「地域包括支援センター運営協議会」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項中「一つの地域包括支援センター」を「1つの地域包括支援センター」に、「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に改め、「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を「省令」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に改め、同項第1号中「町の」を削り、「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に改め、同項第2号中「一つの地域包括支援センター」を「1つの地域包括支援センター」に改め、「永平寺町」を削り、同項の表おおむね1,000人未満の項中「前項」を「第1項各号」に改め、「第1号から第3号まで」を削り、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項」を「第1項各号」に改め、「第1号から第3号まで」を削り、同表中「

おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者のうち1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
----------------------	---

」を「

おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号
----------------------	----------------------

	に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
--	---

」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。